

数次相続

被相続人

A (平成18年死亡)

||————— C (平成20年死亡)

B (Aの妻) ||————— E (C・Dの子)

D (Cの妻)

- ① Aさんが死亡 (相続人はB・C)
- ② 遺産分割協議が終了する前にCさんが死亡 (数次相続の発生)
- ③ Aさんの財産の遺産分割協議に参加できるのは、B・D・Eさん。

代襲相続

被相続人

A (平成20年死亡)

||————— C (平成18年死亡)

B (Aの妻) ||————— E (C・Dの子)

D (Cの妻)

- ① Cさんが死亡
- ② 財産をもっているAさんが死亡
- ③ Aさんの財産の遺産分割協議に参加できるのは、Bさん・Eさん。
Dさんは相続人ではありません。
代襲相続人となることのできるのは、限定されています。